

令和 6 年(2024年) 1 1 月 2 7 日

令和 6 年 1 2 月 定例会議案概要

第 1 2 0 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度越谷市一般会計補正予算（第 5 号）） 【行財政部財政課】

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙等が令和 6 年（2024年）1 0 月 2 7 日に執行されることに伴い、一般会計補正予算（第 5 号）を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるもの

◇補 正 額：1 億 2, 0 0 0 万円

◇専決処分日：令和 6 年（2024年）1 0 月 1 日

第 1 2 1 号議案 越谷市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会教育長吉田茂氏の任期満了（令和 6 年（2024年）1 2 月 3 1 日）に伴い後任者を任命することについて、議会の同意を求めるもの

《後任者》

氏 名：田 畑 栄 一（たばた・えいいち）

生年月日：昭和 3 3 年（1958年）1 月 8 日

略 歴：元越谷市立新方小学校長

中村中学校・高等学校非常勤講師

第 1 2 2 号議案 越谷市監査委員の選任につき同意を求めることについて

越谷市監査委員利根川敏彦氏の任期満了（令和 6 年（2024年）1 2 月 3 1 日）に伴い後任委員を選任することについて、議会の同意を求めるもの

《後任委員》

氏 名：利根川 敏 彦（とねがわ・としひこ）

生年月日：昭和 3 5 年（1960年）1 月 4 日

略 歴：元越谷市行財政部長

越谷市監査委員

第 1 2 3 号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員渡邊満明氏の任期満了（令和 7 年（2025年）3 月 3 1 日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏 名：渡 邊 満 明（わたなべ・みつあき）

生年月日：昭和 2 5 年（1950年）6 月 1 6 日

略 歴：保 護 司

人権擁護委員

第 1 2 4 号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員九ノ里幸子氏の任期満了（令和 7 年（2025 年） 3 月 3 1 日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの

《後任委員候補者》

氏 名：野 口 京 子（のぐち・きょうこ）

生年月日：昭和 3 9 年（1964 年） 7 月 1 日

略 歴：三郷市立新和小学校教頭

第 1 2 5 号議案 越谷市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

【行財政部行政管理課】

行政需要の高まりや喫緊の課題に対応するとともに、さらなる市民サービスの向上を図るべく、職員定数を変更するもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

	改正前	改正後	増 減
市 長	2, 4 2 3 人	2, 4 3 4 人	+ 1 1 人

第 1 2 6 号議案 越谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

【福祉部生活福祉課】

児童手当法の一部が改正され、特例給付が廃止されたことに伴い、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を処理するために必要な限度で利用する特定個人情報の規定について条文整備を行うもの。公布の日から施行

改正前：児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報

改正後：児童手当の支給に関する情報

第 1 2 7 号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国保年金課】

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、課税限度額を改正するもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度以後の年度分から適用

- | | |
|----------------|---|
| (1) 基礎課税分（医療分） | 6 5 0, 0 0 0 円（変更なし） |
| (2) 後期高齢者支援金等分 | 改正前： 2 2 0, 0 0 0 円 → 改正後： 2 4 0, 0 0 0 円 |
| (3) 介護納付金分 | 1 7 0, 0 0 0 円（変更なし） |

第 1 2 8 号議案 指定管理者の指定について（越谷市市民活動支援センター）

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
越谷市市民活動支援センター（越谷市弥生町 1 6 番 1 号）
- (2) 指定管理者に指定する団体
所在地：鴻巣市逆川一丁目 2 番 2 ー 5 0 2 号
名 称：越谷未来づくり共同事業体
- (3) 指定する期間
令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日から令和 1 0 年（2028 年） 3 月 3 1 日まで

第 1 2 9 号議案 越谷市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例制定について

【環境経済部経済振興課】

産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、条例中で引用する条項について改正を行うもの。公布の日から施行

改正前：第 2 条第 2 9 項 → 改正後：第 2 条第 3 1 項

第 1 3 0 号議案 越谷市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

【建設部道路総務課】

占用料の額を改定するもの。令和 7 年 4 月 1 日から施行

- (1) 令和 6 年度における固定資産の評価替えを踏まえ、直近の地価動向等を反映した占用料の額となるよう改定するもの

【主なもの】

改定前			改定後		
占用物件		占用料	占用物件		占用料
上空に設ける通路		2,900円	上空に設ける通路		2,700円
看板	一時的に設けるもの	580円	看板	一時的に設けるもの	540円
	その他のもの	5,800円		その他のもの	5,400円
標識		1,800円	標識		1,700円

単 位
占用面積 1 m ² につき 1 年
表示面積 1 m ² につき 1 月
表示面積 1 m ² につき 1 年
1 本につき 1 年

第 1 3 1 号議案 越谷市まちの整備に関する条例の一部を改正する条例制定について

【建設部河川課】

特定都市河川流域に指定されたことに伴い、雨水浸透阻害行為の許可に係る開発行為等の計画の届出に関する手続き等について、所要の改正を行うもの。令和 7 年 7 月 1 日から施行

- 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地における開発行為等について、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める一定規模（1,000 m²）以上の雨水浸透阻害行為の許可申請の前に当該開発行為等に係る計画の届出を義務付けるもの
- 土地区画整理事業の施行区域等における開発行為等について、特定都市河川浸水被害対策法の適用を受ける場合には、雨水流出抑制施設の設置を義務付けるもの
- 埼玉県知事と協議を要する 1 ha 以上の開発行為等に係る雨水流出抑制施設の設置について、当該協議により設置を要しないとされた場合においても本条例に基づいて設置することを義務付けるもの
- 条文整備

第 1 3 2 号議案 越谷市下水道条例の一部を改正する条例制定について

【建設部下水道経営課・下水道事業課】

下水道法施行令の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの

- 除害施設の設置に係る排出汚水の基準において、適用除外とされている「大腸菌群数」に係る基準を「大腸菌数」に係る基準に改めるもの《令和 7 年 4 月 1 日から施行》
- 排除汚水量が上水道の使用水量と著しく異なる氷雪製造業等の事業者の排除汚水量に係る市長への申告について、申告の対象期間、頻度及び時期を明確化するもの《公布の日から施行》

第 1 3 3 号議案 越谷市特定都市河川浸水被害対策法施行条例制定について

【建設部河川課】

特定都市河川流域に指定されたことに伴い、特定都市河川浸水被害対策法の施行に関し、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域に係る標識の設置等の必要な事項について定めるもの。公布の日等から施行

第 1 3 4 号議案 指定管理者の指定について（越谷市越谷駅東口駐車場）

【都市整備部市街地整備課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
越谷市越谷駅東口駐車場（越谷市弥生町 1 6 番 3 号）
- (2) 指定管理者に指定する団体
所在地：越谷市弥生町 1 6 番 1 号
名 称：株式会社 越谷ツインシティ
- (3) 指定する期間
令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 1 2 年（2030 年）3 月 3 1 日まで

第 1 3 5 号議案 市道路線の廃止について

【建設部道路総務課】

起点及び終点変更 1 路線、延長 1 8 . 6 0 m を廃止するもの

第 1 3 6 号議案 市道路線の認定について

【建設部道路総務課】

人道橋の建設に伴うもの 1 路線、起点及び終点変更 1 路線、宅地造成に伴い帰属したもの 5 路線、私道の寄附 4 路線、合計 1 1 路線、延長 3 9 3 . 1 0 m を認定するもの

第 1 3 7 号議案 越谷市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

【学校教育部学校管理課】

小中一貫教育の効果的な実現を図るため、越谷市立南中学校を移転するとともに、越谷市立川柳中学校を設置することに伴い、所要の改正を行うもの。令和 9 年 4 月 1 日から施行

- (1) 越谷市立南中学校の位置の変更
改正前：越谷市川柳町一丁目 1 9 8 番地 → 改正後：越谷市蒲生旭町 1 番 7 5 号
- (2) 越谷市立川柳中学校の設置
名 称：越谷市立川柳中学校
位 置：越谷市川柳町一丁目 1 9 8 番地

第 1 3 8 号議案から第 1 4 2 号議案まで

令和 6 年度越谷市一般会計補正予算（第 6 号）について ほか補正予算 4 件

【問合せ】総務部法務課

電 話 0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 3 0